

議事要旨(2) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて前田ディレクター及び紙谷ディレクターより、説明資料[審議事項(2)-2]及び[審議事項(2)-3]並びに[審議事項(2)-4]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

(会計基準間の整合性について)

- ある委員より、次の意見があった。
 - 建物の減価償却超過額と償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異の取扱いが同様になるように見直す場合、純資産の額が著しく変動する可能性を考慮する必要があることは理解するが、これらの将来減算一時差異の性質は類似していることから、取扱いの相違の理由を検討した上で見直しを図るかどうかを検討する案 2 に賛成する。

ある委員より、次の意見があった。

- 両者の取扱いが同様になるように見直すと影響が大きいことは理解するが、実態をより適切に財務諸表に反映できるようにするためには、これらの取扱いの相違について今回対応を図るべきと考える。

ある委員より、次の意見があった。

- 両者の取扱いの相違の理由を検討した上で見直しを図るかどうかを検討することが本来は適切だが、短期間で繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針を策定するという全体の進め方を時間的な制約として考慮すると、当面は対応を図らない案 1 もやむを得ないと考える。

ある委員より、次の意見があった。

- 両者の取扱いが同様になるように見直すと影響が大きいことも踏まえ、また、全体として見直し範囲を限定する方向で進めることを考慮すると、案 1 もやむを得ないと考える。

ある委員より、次の意見があった。

- 監査委員会報告第 66 号を ASBJ の適用指針として移管するにあたり、意図せざる大きな影響が生じるリスクを避けるべきである。したがって、当該論点について十分なインパクト・スタディが実施できない懸念が残る中では、案 1 を支持せざるを得ないと考える。

ある委員より、次の意見があった。

- 減損損失が生じた償却資産は、構造的な問題や経営判断に関わる問題があるため、将来の課税所得を予測する観点からは建物の減価償却超過額とは異質なものと考えられる。したがって、会計処理としての類似性があったとしても、同様に取扱うことには慎重に対応する必要がある。

これらの意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 繰延税金資産の回収可能性の判断については、一から新たな適用指針を開発するのではなく、監査委員会報告第 66 号等の内容を出発点として移管することを試みており、当該論点への対応は、全体としてどの程度の見直しを行うのかとも密接に関連するものと考えている。

(今後の検討の進め方について)

- ある委員より、次の意見があった。
 - 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針を先行して開発する提案には、重要性和緊急性の観点から賛成する。
- ある委員より、次の質問があった。
 - 繰延税金資産の回収可能性に関する実務指針を先行して移管する提案を支持する。将来的に他の実務指針を移管する際には、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針を統合することを考えているのか。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針と、税効果会計に関する他の適用指針とは別個のままとすることを想定している。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - 日本公認会計士協会の実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性に関する部分を先行して ASBJ の適用指針に移管するという案については、全体の進め方を時間的な制約として考慮すると、現実的にはやむを得ないものとする。
 - 監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を適用指針に移管した場合、日本公認会計士協会の監査委員会報告はどのように取扱われるのか。例えば、要件に用いられている中長期計画や、見積可能期間に係る反証可能規定について、追加的なガイダンスが監査上の取扱いとして示されるのか。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- まず、日本公認会計士協会の実務指針から ASBJ の適用指針への移管に伴い、日本公認会計士協会には、監査委員会報告等の改廃をお願いすることになる。

- また、監査上の取扱いについては、公認会計士協会が必要に応じて策定することになるが、適用指針の開発にあたっては、追加的な監査上のガイダンスが必要にならないように十分に留意したい。

(具体的な対応案の検討について)

- ある委員より、次の質問があった。
 - アプローチ 1 について、重要な欠損金を計上したため例示区分 4 号に該当するとともに、課税所得が不安定であるため例示区分 3 号にも該当する状況にある場合には、例示区分 4 号に該当するものと判断されるのか。
 - アプローチ 2 の例示区分 4 号ただし書きの要件に関連して、「将来的に課税所得が大きく増減することが見込まれることを合理的に説明できる場合」に例示区分 3 号に該当するものとして取り扱うとされているが、課税所得が大きくマイナスとなることを見込む場合もこの要件に該当するように思われ、説明を補足して頂きたい。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- アプローチ 1 について、重要な欠損金を計上する場合には例示区分 4 号に該当し、重要な欠損金を計上するに至らない場合には例示区分 3 号に該当することを想定している。
 - アプローチ 2 の例示区分 4 号ただし書きの要件について、例示区分 3 号に相当する将来の課税所得の稼得能力がある場合には、例示区分 3 号に該当するように意図したものである。例示区分 3 号であれば 5 年間の課税所得の見積りにより繰延税金資産を計上できる企業とはどのような企業か、ということを念頭に要件を記載している。要件の内容や表現については、さらに検討の余地がある。
- ある委員より、次の意見があった。
 - 現行定着している実務に近いのでわかりやすいという理由から、アプローチ 2 の方向性が適切である。
 - ある委員より、次の意見があった。
 - 上場会社に限らず、会社法の会計監査人設置会社等に適用される適用指針になることを踏まえると、実務的に機能するアプローチ 2 をベースに検討することが現実的と考える。
 - ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - 意図せざる大きな影響が生じるリスクを避ける観点からは、むしろ、アプローチ 2 よりもさらに見直しが少ない方法のほうが望ましい。例えば、監査委員会報告第 66 号を何も変えずに移管し、必要な部分のみの解釈を示す適用指針による対応も考え

られるのではないかと。

- アプローチ 1 の例示区分 3 号では、原則的な考え方が「安定的な課税所得の発生は見込まれない」と記載され、また指標に「課税所得が不安定であり将来的に課税所得が大きく増減することが見込まれている」と記載されている。将来の課税所得が急速に増加することが見込まれる場合もこの指標に該当すると考えられるが、このような表現にした理由を補足して頂きたい。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- 監査委員会報告 66 号における例示区分 3 号の表題を引き継いだものであるが、ご指摘も踏まえて表現はさらに検討したい。

- ある委員より、次の意見があった。

- アプローチ 1 は、例示区分の原則的な考え方が整理されているので、理解しやすく、国際的にも説明し易いと考えられることから、アプローチ 1 をベースに進めることに賛成する。
- ただし、指標として中長期計画を基礎としている点については、戦略的な内容を中心とする中長期計画の場合、数字が積上げに基づいていない可能性があることから、中長期計画に依拠しすぎる指標にならないように工夫する必要がある。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- ご指摘のとおり、監査委員会報告第 66 号が硬直的に運用されているという問題意識に対応すべく、アプローチ 1 を提案した。アプローチ 1 の方がより適切に実態を表す可能性がある反面、判断のための作業は増えることになる。
- 将来の課税所得が発生する可能性が高いことを示す指標を含める必要から、中長期計画を基礎とする指標を盛り込んだ。その上で、会計基準の指標として適切なものとなるように、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針を参考に、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正するという形で提案している。

- ある委員より、次の意見があった。

- IFRS や米国会計基準による連結財務諸表を作成している企業からすると、アプローチ 1 のほうが、これらの基準の原則的な考え方に近い。
- 固定資産の減損会計において用いられている中長期計画は、特定の投資に対する計画であるため精度が比較的高いのに対し、企業全体の中長期計画は相対的に精度が低く、要件の基礎として使えるか疑問がある。そのため、中長期計画そのものではなく、過去の中長期計画の達成状況を要件において勘案することを検討して頂きたい。

- (企業が策定する中長期計画の信頼性について、会計基準で言及することは難しいのではないかと事務局からのコメントに対し、) 公式に公表された計画そのものを指す中長期計画という用語を用いずに、予定されていた欠損金の計上との乖離といった表現とすることも考えられる。
- ある委員より、次の意見があった。
 - 監査委員会報告第 66 号が硬直的に運用されているという問題意識に対応するには、アプローチ 1 をベースに対応することが適切であるが、アプローチ 1 はアプローチ 2 と比較して検討に大幅に時間がかかるということであれば、まずはアプローチ 2 で対応することも考えられる。
 - 企業や業種によって中長期計画の精度は異なる。客観的な証拠に基づいて納得できる説明ができることが重要であるので、承認された中長期計画に限定するような表現は適切ではない。

これに対して事務局からは以下のコメントがあった。

- アプローチ 1 とアプローチ 2 を比較すると、アプローチ 1 の方がコンセンサスを得るための時間は長くかかるのではないか。
- 中長期計画については、現在でも繰延税金資産を計上する際に、中長期計画と整合的なスケジューリングを行っているものと理解している。ただし、中長期計画そのものに基づく課税所得の見積りを要件としている提案については、ご指摘も踏まえ検討したい。

以 上